

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載 (○：原則必要, △：場合により必要)
■検 査			
顎運動関連検査 (1 装置につき 1 回) ①	所定欄		△
■処 置			
咬合調整 ③ 1 歯以上 10 歯未満／10 歯以上	所定欄		○
象牙質レジンコーティング (1 歯につき) ②			
■歯冠修復及び欠損補綴			
補綴時診断料 (1 装置につき) 補綴時診断 (新製の場合) ④	所定欄		
歯科技工士連携加算 1 ／歯科技工士連携加算 2	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄	歯技連 1-2	○
歯冠形成 (1 歯につき) 生活歯歯冠形成 (金属冠／非金属冠) ⑪ 失活歯歯冠形成 (金属冠／非金属冠) ⑬ ブリッジ支台歯形成加算 ⑫⑭ 窩洞形成 (複雑なもの) ⑤	所定欄		
印象採得 欠損補綴 (1 装置につき) ブリッジ 支台歯とポンティックの数の合計が 5 歯以下の場合 ⑥ 支台歯とポンティックの数の合計が 6 歯以上の場合 ⑦			△
歯科技工士連携加算 1 ／歯科技工士連携加算 2	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄	歯技連 1-2	○
暫間歯冠補綴装置 (1 歯につき) ⑧	所定欄		○
装 着 欠損補綴 (1 装置につき) ブリッジ 支台歯とポンティックの数の合計が 5 歯以下の場合 ⑩ 支台歯とポンティックの数の合計が 6 歯以上の場合 ⑪			
内面処理加算 1 ／内面処理加算 2 (接着ブリッジの装着時は装着料と加算を合算)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄		
歯科用合着・接着材料Ⅰ ⑮ レジン系 (標準型／自動練和型) ガラスアイオノマー系 (標準型／自動練和型) 歯科用合着・接着材料Ⅱ ⑮ 歯科用合着・接着材料Ⅲ ⑮	所定欄		
仮着 (ブリッジ) (1 装置につき) ⑮ 支台歯とポンティックの数の合計が 5 歯以下の場合 支台歯とポンティックの数の合計が 6 歯以上の場合			△
咬合採得 ブリッジ 支台歯とポンティックの数の合計が 5 歯以下の場合 ⑨ 支台歯とポンティックの数の合計が 6 歯以上の場合 ⑩	所定欄		
歯科技工士連携加算 1 ／歯科技工士連携加算 2			○
ブリッジの試適 ⑮ 支台歯とポンティックの数の合計が 5 歯以下の場合 支台歯とポンティックの数の合計が 6 歯以上の場合	所定欄		
金属歯冠修復 (1 個につき) (材料料を含む) インレー (複雑なもの) ⑮／3/4 冠 (前歯) ⑰ ／4/5 冠 (小臼歯) ⑰／全部金属冠 (小臼歯および大臼歯) ⑰			
歯科鑄造用 14 カラット金合金を用いた金属歯冠修復	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄	14K	

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載 (○：原則必要, △：場合により必要)
接着冠 (1 歯につき) (材料料を含む) 前歯 18 / 臼歯 20	所定欄		
レジン前装金属冠 (1 歯につき) (材料料を含む) 前歯 (ブリッジ支台歯) / 小臼歯 22			
ポンティック (1 歯につき) (材料料を含む) 鑄造ポンティック 25 金銀パラジウム合金 (大臼歯 / 小臼歯) 銀合金 (大臼歯・小臼歯) レジン前装鑄造ポンティック 24 金銀パラジウム合金 (前歯 / 小臼歯 / 大臼歯) 銀合金 (前歯 / 小臼歯 / 大臼歯)			△
高強度硬質レジンブリッジ (1 装置につき) (材料料を含む) 27			△
チタンブリッジ (1 装置につき) (材料料を含む) 28 レジン前装加算 29			
補綴隙 (1 個につき)	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄		